

## 介護サービスの生産性向上

介護分野は業務効率化や規模の経済性を追求する余地が大きい

政策調査部 研究員 石橋 未来

介護サービスの供給を増やすには、介護人材の確保を含めて介護の受け皿を拡大する必要がありますが、職員一人当たりが担当できる利用者を増やすという生産性向上の視点も大切です。今回は、介護分野における業務効率化や規模の経済性の追求による生産性向上について考えてみましょう。

### 業務効率化：介護文書の負担軽減

介護現場では、専門資格を持つスタッフが事務的な業務も行っており、効率化の余地が少なくありません。中でも、文書関連の業務は大きな負担となっています。国や自治体に提出する文書の中には、押印や原本証明の添付が必要だったり、提出方法が指定されていたり、また、様式が自治体ごとに異なっていたりと、非常に手間がかかっているようです。この文書作成にかけている時間を本来のケアに充てれば、提供できる介護サービスの量を増やすことができます。

そこで、行政が求める帳票等の文書量を半減することが「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(2016年6月2日閣議決定)で示され、その後、社会保障審議会の介護保険部会で2020年代初頭までを目標とする工程表が策定されました。2019年末には「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」が中間取りまとめ<sup>1</sup>を行い、簡素化に加えて標準化やICT化など、今後の取り組みにも言及しています。介護保険制度が創設されてから約20年がたちますが、その間に増加し複雑化した文書を見直して効率化することが望まれます。

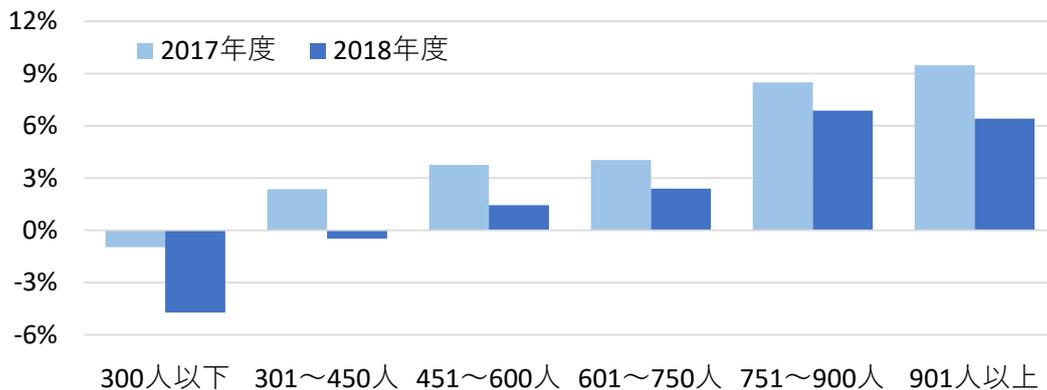
ICT化については、行政に提出する文書はもちろん、各事業所が作成・保管するケア記録でも重要です。本連載の別の回で取り上げますが、近年、ケアに関するデータを蓄積・分析して、効果が裏付けられた科学的な介護の実践が期待されており、そのためのデータ収集ではICT化が不可欠です。文書業務の効率化が効果的なケアにつながれば、利用者の満足度も高まります。令和2年度予算では、介護事業所のタブレット端末等の導入費用を補助するICT導入支援事業が拡充されましたが、それらを活用して効率化と介護の質向上の両方を目指すことが大切です。

<sup>1</sup> 厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会中間取りまとめ」(令和元年12月4日)。

## 規模の経済性：経営の大規模化と協働化

また、介護の生産性を高めるには、事業所の大規模化や協働化も有効でしょう。例えば、通所介護では、延べ利用者数が多い大規模事業所ほど経営状況が良くなる傾向があります(図表1)。同様に、3~5事業所を有する法人は、1または2事業所を有する法人と比較して平均収支差率が高い傾向が見られるとの調査があります<sup>2</sup>。

図表1 一月当たり延べ利用者規模別、通所介護の収支差率



(注) 収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額  
(出所) 厚生労働省「令和元年度介護事業経営概況調査」より大和総研作成

これは、規模が大きい事業所や、1法人(1グループ)当たりの事業所数が多い法人ほど、人材や資材を有効に活用することで生産性を高めたり経費を効率化したりできるからです。スキルメリットを高めて介護ロボット等の導入が進めば、ケアの質も高まります。利用者も増え、経営の一層の安定化を通じた介護人材の確保も進みます。

一方、2018年度の介護報酬改定では、全産業の利益率(2017年度の経常利益率は5.4%)と比べて収支差率がかなり高かったなどの理由から、通所介護について大規模型事業所(月平均延べ利用者数751人以上)の基本報酬が引き下げられました。保険料や税金が財源の介護保険サービスにおいては、利益率が低いからといって効率化が不十分な事業者群の介護報酬を安易に増やすこともできませんが、競争を促して国民負担を引き下げる余地があるという意味で、サービス内容との見合いでその価格が高すぎる事業者群にも生産性の観点で課題があるでしょう。

今後は事業所の経営改善努力を後押ししつつ、これまで以上にADL(日常生活動作)改善に資するサービスに対価が重点的に支払われるようにしていくべきです<sup>3</sup>。真の意味での生産性向上とは、利用者にとってより効果的で満足度の高い介護サービスの提供が常に追求されている体制を目指すということなのです。  
(次回予告：介護離職ゼロ)

<sup>2</sup> 厚生労働省「法人別・法人規模別・事業所別の介護サービスの経営状況等」 財務省 予算執行調査資料 総括調査票(平成30年10月公表分)。

<sup>3</sup> 2018年度改定では、通所介護等の利用者のADLの維持・改善を評価するADL維持等加算が新設された。